

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

発注案件名称：令和6年度 広報ひらかた印刷年間単価契約
発注番号：05BAY-4
入札方式：制限付き一般競争入札（物品希望型）
契約方式：単価契約
申請書・入札書等郵送締切日：令和5年12月20日
開札執行日時／場所：令和5年12月22日 午前10時00分 枚方市役所 本館3階 第3会議室
期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
納入場所：枚方市指定場所
発注者：枚方市市長

【予定価格】

予定価格：設定あり（単価内訳書にある各項目の予定単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額を予定価格とする。）

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。また、小数点以下の端数がある場合は切捨て。

【発注物品】

・広報ひらかた印刷 一式
（詳細は、仕様書参照のこと。）

【業務区分】

物品「414 印刷製本－：244 特殊印刷」

【支払条件】

毎月納入検品後、出来高払い

【仕様書等】

仕様書等は、枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

【入札参加申請書、入札書等】

入札参加申請書、入札書等の様式は、枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

（入札書作成に係る注意事項）

- ・単価内訳書の単価（小数点以下第2位まで可）は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
- ・入札書の金額は、単価内訳書の「総合計金額（税抜）」を記載すること。
（発注予定数量はあくまで予定数量であるため、実際の発注が発注予定数量に満たない場合がある。）
- ・入札書の高額と単価内訳書の「総合計金額（税抜）」が一致しなかった者は、落札者とししない。

【質疑メール締切期限】

令和5年12月11日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（質疑書の様式は、枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先：keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

【回答日時等】

令和5年12月13日 午後1時より枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載。

【発注条件】

【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者、欧州連合の供給者

【登録業種】

本市において、「物品」の「414 印刷製本－：244 特殊印刷」で登録している者であること。

欧州連合の供給者で本市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない方は、事前に本市ホームページ掲載の「欧州連合の供給者の競争入札参加資格申請について」に定めるところにより、当該申請を行ってください。

【その他の条件】

1. 入札締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
2. 入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない

こと。

3. 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書及び役員等に関する調書を本市に提出していること。
4. 入札締切日において、営業停止中でないこと。
5. 納品する物品は、本仕様の内容を充足すること。

同一入札への参加制限

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係（次に掲げる関係をいう。以下同じ。）にある者同士は、同一の入札に参加することができない。

なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第91号）に定めるものとする。

ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員*と他方の会社等の役員*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等*と他方の会社等*の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等*と他方の会社等*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（*には個人事業主を含む。）

参加業者公表日

令和5年12月21日 枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表

契約単価

契約単価の決定方法は、落札者が提出した単価内訳書の「契約希望単価（税抜）」に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（小数第3位切捨）とする。

開札及び再度入札

1. 開札は、原則として、入札参加者の立会いの上で実施する。
2. 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがあるので、入札参加者は下記のものを持参の上、原則、上記の「開札執行日時／場所」に時間厳守で来庁すること。ただし、入札が無効になった者、立会いを欠席した者、1回目の入札に参加しない者は、再度入札に参加できないものとする。

（代表者が来庁する場合）

- ・代表者印（本市届出印）を持参すること。

（代表者以外の代理人が来庁する場合）

- ・委任状（枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）及びその代理人の印鑑を持参すること。

※ 再度入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札の最低価格の入札者と価格の協議を行うものとする。

その他

入札金額は、総額（税抜き）で、入札すること。

2 入札保証金

免除とする。

※ 入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、枚方市契約規則（昭和52年枚方市規則第13号）の規定に基づき、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

3 入札方法等

- (1) 入札参加者は、郵便により入札を行うこと。指定された郵送方法によらない入札は受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札を行うこと。
- (3) 入札執行回数は、原則1回とする。
- (4) 開札は、複数の職員が行うものとする。

- (5) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者（落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじ引きを行う。）を落札者とする。

4 入札及び入札参加資格の審査

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、本市へ届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 入札書及び単価内訳書は、入札書在中封筒（様式4の②宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れること。入札書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (3) 封筒の郵送について
 - ア 入札参加申請書その他本市が指定する入札参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（様式4の①宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れること。入札参加申請書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
 - イ ①入札参加申請書類在中封筒と②入札書在中封筒の宛名ラベル（様式4）には、発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称を記入すること。
 - ウ ①入札参加申請書類在中封筒及び②入札書在中封筒をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、入札が終わるまで差出控えを保管すること。
- (4) その他
 - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとする。

5 契約の締結

- (1) 契約書及び契約約款は、本市所定のものを使用する。
- (2) 契約締結は、電子契約システムで行う。ただし、紙での契約手続きを希望する者は、落札後に申し出ること。

6 契約を締結しない場合

入札締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札者は違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を枚方市に支払わなければならない。

- (1) 無効な入札であったことが明らかになった場合
- (2) 入札の日又は入札締切日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 枚方市契約規則に規定する無効要件に該当する入札
- (2) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約課へ届けられた場合
- (5) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒が郵送期限までに枚方郵便局に必着していなかった場合
- (6) 入札書に届出のある使用印鑑が押印されていなかった場合
- (7) 一通の封筒に複数の入札書が入っていた場合
- (8) 入札参加申請書類在中封筒に入札参加申請書その他必要書類が同封されていなかった場合
- (9) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかつた場合
- (10) 発注番号と件名が不一致の場合
- (11) その他申請者又は発注業務を特定できなかつた場合
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

※ 不正な入札が行われるおそれがあると認めるときは、無効の入札書についても開札するものとする。

8 入札の中止

入札者又は入札の参加資格の審査により当該入札の参加を認められた者が 2 人に満たないときは、入札を中止するものとする。ただし、公告を再度行って実施する場合及び市外業者までを対象として実施した場合は、この限りではない。

また、次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

9 入札参加者名の公表

入札参加者名の公表は、指定日に行う。また、同時に立会人の公表も行う。

※ 第三者を介し、入札参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法第 96 条の 6 第 1 項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。

当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

10 談合その他不正行為の対応

本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

11 秘密の保持について

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

12 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

枚方市 総務部 契約課（枚方市役所本館 3 階）

電話（072）841-1345